

地域に貢献する薬局になるためにしていること

当薬局では以下の基準を満たし、地域支援体制加算3を算定しております。

- 1200品目以上の医薬品の備蓄
- 他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通
- 医療材料・衛生材料の供給体制
- 麻薬小売業者の免許
- 集中率85%の場合、後発医薬品の調剤割合が50%以上
- 当薬局で取り扱う医薬品にかかる情報提供に関する体制
- 診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制
- 保険医療・福祉サービス担当者との連携体制
- 在宅患者に対する薬学管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上）
- 在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書様式の整備・掲示等
- 医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集
- プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み
- 副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備
- かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出
- 管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上、同一の保険薬局に週32時間以上勤務かつ1年以上在籍）
- 薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等）
- 患者様のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制
- 要指導医薬品・一般用医薬品（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄
- 健康相談の取り組み
- 敷地内禁煙・喫煙器具やタバコの販売の禁止